

大阪広域水道企業団監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により公表する。

平成25年11月1日

大阪広域水道企業団監査委員 坪内 隆
同 上西 克尚

1 監査の概要

(1) 監査の範囲

平成24年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査対象機関

所管部局	監査対象機関
経営管理部	経営管理部
事業管理部	事業管理部、村野浄水場、庭窪浄水場、送水管理センター、 北部水道事業所、東部水道事業所、南部水道事業所、水質管理センター
議会事務局	議会事務局
監査委員事務局	監査委員事務局

(3) 監査の実施日

平成25年7月30日～同年8月21日

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査した。

2 監査の結果

(1) 指示事項(効率性・経済性・有効性等の観点から改善・検討を指示するのが適切と認めたもの)

支出関係

(経営管理部)

資本的支出として資産計上すべきであったにも関わらず、収益的支出として会計処理された事案があった。資本的支出と収益的支出の区分を適切に判断すべきである。

上記事項のほか、監査対象機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正であることを認めた。

3 問い合わせ先

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階
(TEL (06) 6944-6862)
大阪広域水道企業団監査委員事務局